

議第一号

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十六年十一月十九日

提出者

徳島県議会議長

森田正博殿

大松庄森中須来元木寺笠藤北丸川岡
西崎野田山見代木南井井田島若端本
章清昌正俊一正章征正國勝祐正富
英治彦博雄仁文生美邇利豊也二義治

長黒臼重岡岩嘉南藤井喜西岸樺杉
尾崎木清田丸見田川多沢本本
哲春佳理正博恒元龍宏貴泰直
見章夫之絵史之生治二思朗治孝樹

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する 条例

第一条 徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十四年
徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百七十」に改める。

第二条 徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のよ
うに改正する。

第五条第二項中「百分の百四十」を「百分の百四十七・五」に、「百分の百七十」を
「百分の百六十二・五」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十七年四月一
日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十六年十二月一日から適
用する。
- 3 第一条の規定による改正前の徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の規定に基づいて平成二十六年十二月一日からこの条例の施行の日の前日まで
の間に議長、副議長及び議員に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末
手当の内払とみなす。

提案理由

国会議員の期末手当が改定されたこと等に鑑み、議長、副議長及び議員の期末手当につ
いても同様の改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第一二号

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十六年十一月十九日

提出者 全議員

徳島県議会議長 森田正博殿

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成十六年徳島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十日まで」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

提案理由

本県財政の健全化に資するため、平成二十七年四月から平成二十八年三月までの間の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額について減額を継続する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第3号

国の教育政策における財政的支援を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成26年12月19日

提出者 文教厚生委員長 元木章生

徳島県議会議長 森田正博殿

国の教育政策における財政的支援を求める意見書

義務教育に係る教職員の給与等について、義務教育費国庫負担金制度によりその一部を国が負担するなど、国から一定の支援が行われているが、地方自治体の財政状況にかかわらず、全国一律に義務教育の機会均等とその維持向上を図るためにには、国の責務として必要な財源を保障する必要がある。

また、平成27年度国予算の概算要求では、10年後の学校の姿を見据えた新たな「教職員定数改善計画（案）」の策定方針が示されたが、教育の質の向上やチーム学校の推進等に必要な定数改善を着実に進めるとともに、いじめや不登校等、様々な教育課題に対応し、きめ細やかな教育を推進していくためには、学級編制基準を改正し、小学校第1学年にとどまっている35人以下学級を一層拡大する必要がある。

さらに、いわゆる人材確保法は、学校教育が次代を担う青少年の人間形成の基本をなすものであることに鑑み、教育職員の給与について特別の措置を定め、優れた人材を確保し、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的に制定されたものであるが、近年、教員給与体系の再構築の動きのもと、教育職員特有の手当の削減等が行われてきたところである。

学校教育の成否は教育職員の資質能力に負うところが大きく、学校現場に優秀で質が高く、意欲に溢れた人材を確保することが極めて重要である。

よって、国においては、次の事項が実現されるよう強く要請する。

- 1 教育の機会均等と教育水準の維持向上のために、国が責任をもち義務教育に係る費用を全額国庫負担とすること。
- 2 今日的な教育諸課題に対応するため、義務教育諸学校の標準法を改正し、教職員定数の改善を図ること。
- 3 教育現場に優れた人材を確保するため、人材確保法を尊重し、教育専門職としてふさわしい給与・待遇とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣

協力要望先

県選出国會議員

議第4号

介護報酬削減への反対と介護従事者の処遇改善施策の拡充に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成26年12月19日

提出者 文教厚生委員長 元木章生

徳島県議会議長 森田正博殿

介護報酬削減への反対と介護従事者の処遇改善施策の拡充に関する意見書

人口急減・超高齢社会となる我が国において、これから地域社会を守り、豊かなものにしていくためには、国民が将来にわたって不安を感じることなく、安心して暮らしていける地域包括ケアシステムの構築が不可欠である。

しかしながら、社会保障と税の一体改革が進むにつれ、効率化と重点化が急がれる中で、市場経済に照らした適正化を図るとして、介護報酬（介護給付）の大幅な削減が財務省から提案されているところである。

我が国のこれからを支える基盤的産業として、介護サービスの提供、福祉的地域づくりの面はもとより、雇用・地域経済の点からも介護分野が果たす役割は極めて大きなものであり、今後ますますの進展が望まれる。

これに対して、大幅な報酬削減を行うことは、高齢者の暮らしに多大な不安をもたらすばかりでなく、地域包括ケアの担い手としての介護従事者の処遇改善を停滞させこととなり、ひいては生活不安からくる離職、地域経済の減退へつながる「負のスパイラル」を到来させることになる。

よって、国においては、以上の趣旨を踏まえて、平成27年度介護報酬改定における削減については行わず、併せて介護従事者の処遇改善について、消費税財源のいかんを問わず拡充を図られるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

協力要望先

県選出国会議員

議第5号
大雪被害に対する支援を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成26年12月19日

提出者 全議員

徳島県議会議長 森田正博殿

大雪被害に対する支援を求める意見書

徳島県西部地域は、去る12月5日から突然の大雪に見舞われ、積雪倒木の影響などにより、道路や電気、通信施設に重大な被害が発生し、山間地域では長期にわたり集落が孤立する事態となった。

また、経済面では、本県の基幹産業である農林畜産業に園芸用ハウスや畜舎の倒壊、森林立木の折損など甚大な被害を及ぼしており、山間部の生活基盤を搖るがす状況となっている。

よって、国においては、大雪被害の早期復旧と、今後同様の被害を防止するため、次の事項を実現されるよう強く要請する。

- 1 この度の豪雪被害を「被災農業者向け経営体育成支援事業」に係る「対象となる気象災害」に指定するなど、支援の拡充を図ること。
- 2 緊急車両の通行確保のため、除雪などに係る経費、特に「倒木処理」の費用について支援を拡充すること。
- 3 緊急輸送道路や住民生活にとって重要な道路沿いの樹木について、大雪による倒木を防ぐため、事前に伐採・除去を進める支援制度を創設すること。
- 4 中山間地域における災害に強いライフラインの整備として、
 - ・地域コミュニティ単位でのソーラー型充電器、発動発電機、衛星携帯電話など「自立型ライフライン」の整備に向けた支援
 - ・携帯電話等エリア整備事業における「移動通信用鉄塔施設（鉄塔、伝送路等）」については国の全額負担による整備を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（防災）

協力要望先

県選出国會議員